

Title	オスマン朝期マハッラ・クブラーのトゥライニー家三施設のワクフ
Sub Title	The religious endowment of the Ṭuraynī family in Ottoman al-Mahalla al-Kubrā
Author	長谷部, 史彦(Hasebe, Fumihiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2011
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.80, No.4 (2011. 12) ,p.83(359)- 100(376)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20111200-0083">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20111200-0083</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# オスマン朝期マハラ・クブラーの トゥライニー家三施設のワクフ

長谷部 史 彦

はじめに

現在はミトワツリ・モスク Jamī' al-Mutawallī<sup>1)</sup>として知られているトゥライニー大モスク al-Jamī' al-Kabīr al-Turaynī<sup>2)</sup>は、ナイル・デルタ中央部の繊維工業都市マハラ・クブラーの旧市街北部にある。一九九〇年代にこのモスクの修復事業を担当したカイロのイスラーム建築遺産再生センター Markaz Iḥyā' Turāth al-Imāra al-Islāmiyya の報告書によれば、マムルーク朝後期に建造された同モスクは、その敷地面積が約二五〇〇平方メートル、屋上に三層構造をなすミナレットの第一層のみで高さ一〇メートルを超える大規模なモスクであり、<sup>1)</sup>今も旧市街における重要な礼拝の場の一つとしてその威容を誇っている。

オスマン朝期（一五一七—一七九八年）のエジプトの地方諸都市に数多く存在したイスラームの宗教施設とそのワクフ（寄進）<sup>2)</sup>に関する研究は未だ初動段階にあるといわねばならないが、<sup>3)</sup>地方都市の中心的な大モスクなど主要な宗教施設の利用や運営状態の解明が地域社会史の再構成においても不可欠な作業であることは明らかである。筆者は二〇〇七年以来、イスラーム法廷台帳を主たる史料として、一七世紀から一九世紀にかけてのマハラ・クブラーと周辺農村の社会史的研究に取り組んでいるが、<sup>4)</sup>オスマン朝期にガルビーヤ県の県総督所在地であり、当該期エジプトで州都カイロに次ぐ人口規模をもつ都市のひとつであったこの商都の宗教諸施設についても、先行研究としては前掲の報告書以外は見当たらないという現状である。<sup>4)</sup>そこで、本論考では、マハラ・クブラ

一 大法廷 (バーブ法廷) の台帳に収載されている会計報告記録に着目し、その記述内容の分析と検討から、前記のトゥライニー大モスクを含むトゥライニー家の三つの宗教施設に関するワクフの一八世紀前半における運営実態や特徴について考察することにした。

### 一 有力家系トゥライニー家の「草創期」

中世から近世にかけてマハッラ・クブラーの有力家系であったトゥライニー家において、史料で確認される最初の人物は、一四世紀にこのデルタ都市で活動したマールク学派の法学者・禁欲者 (zāhid) であったスィラージュ・アッティーン・ウベル Sirāj al-Dīn 'Umar b. Muḥammad al-Turaymī である。夢解釈 (ta'bir al-rūya) に関する著作も残したというウマルは、八〇二年第二二月一八日／一四〇〇年八月一〇日に死去した。彼の生誕地は不明だが、その由来名からすれば、彼またはその父祖がマハッラ・クブラーの北東方向に位置するガルビィヤ県トゥライナ Turayna 村からの移住者であったことが推察される。<sup>(5)</sup> このウマルの二人の息子が、ムハンマド Shams al-Dīn Muḥammad アブブー・バクル Zayn al-Dīn Abū Bakr であった。兄のムハンマドは、聖者

(nuṭaqad) として人々の崇敬対象となったマハッラ・クブラーのマールク学派の法学者であったが、彼の社会・政治的な影響力は、一四五〇年一月における民衆蜂起の後にスルターンとの直接交渉を試み、逮捕者全員<sup>(6)</sup>の釈放を実現するという瞳目すべき役割を演じたことに明示されている。このムハンマドと交友関係をもった歴史家のサハーウイーによれば、彼は八六一年第六月／一四五七年四月―五月に死去し、「サンディファアで彼の父と弟の傍らに埋葬された」という。<sup>(6)</sup>

他方、弟のアブー・バクルは、ヒジュラ暦九世紀の重要人物を扱ったイブン・タグリー・ビルディーの精選伝記集にもその伝記が載録されており、当時のエジプト社会において兄ムハンマド以上に著名なマールク学派法学者・聖者 (wālī, sālih, nuṭaqad) ・スーフイーであった。禁欲者であり、農耕に従事して自給自足を目指す「菜食主義」の修行者であったアブー・バクルには、従者 (ṭā'ib) も多かったという。高度な執り成し (shata'a) の能力を持ち、能書家でもあったアブー・バクルは、八二七年第二二月一日／一四二四年一月三日の夜に死去した。<sup>(7)</sup>

サハーウイーの伝記集にアブー・バクルの子孫を確認

することはできないが、彼よりも三〇年以上も長く生きた兄ムハンマドについては、その二人の息子に関する<sup>(8)</sup>ごく短い記述がある。すなわち、ムハンマド Muhammad b. Muhammad と経歴・没年ともに不明のウマル Umar b. Muhammad である。<sup>(8)</sup> サハウィーは前者について、施しを受けることのないスーフイーとして八八七年五月二九日／一四八二年七月一六日にナイル・デルタ南部のバンハー Banhā で死去し、その遺骸がサンディファーへ運ばれ、「彼の父と祖父と叔父のジワール(Ḥiḍḍ)隣人保護」にある彼らの修道場に埋葬された」と記している。

以上から、同家の墓所には、禁欲者ウマル、その息子の聖者アブー・バクル、その兄の聖者ムハンマド、ムハンマドの息子でスーフイーのムハンマドの順に埋葬されたことが明らかである。兄弟の聖者とその父や子が埋葬されたこの墓所は、後述するサーダ・トゥライニーヤ修道場と一体化した「聖なる中心」として、ウラマー・聖者名家の同家にとって重要な宗教的空間であり続けたのである。

## 二 トウライニー家の三施設と管財人

オスマン朝期のカイロやダマスカスで書かれた年代記や伝記集などのアラビア語叙述史料には、管見の限り、トゥライニー家に関する記述を見出すことができない。こうした中で、一八世紀に入っても同家が規模ワクフの管財人としてマハッラ・クブラーの有力家系であったことを伝える法廷台帳の記録が、一一三六年十一月一日／一七二三年一〇月一日の日付のある、同家の三つの施設のヒジュラ暦三年分(一一三三年十一月一日～一三五年第十二月二九日／一七二〇年十一月二日～一七二三年九月三〇日)の会計報告である。<sup>(9)</sup> 三つの施設とは、すなわち、①マハッラ区域のトゥライニー大モスク、②サンディファー区域の糸市場モスク Jamī Sūq al-Ghazālī ③サンディファー区域のトゥライニー小市場地区 Khuḍḍ Suwayqat al-Turaynī にあるサーダ・トゥライニーヤ修道場 Zawiyat al-Sada al-Turayniyya である。これらの三施設のうち、③の修道場については、前述した一五世紀の有名聖者である「彼らのいと高き父祖」のアブー・バクル・アッ・トゥライニーによって設立されたことがこの会計記録に明記されている。<sup>(10)</sup>



現在のトゥライニー大モスクの正面入口

そして、本会計記録の冒頭部分には、

これはガルビーヤ県のマハッラ・クブラーの町にあるバーブ・アリーの高貴なるシャリーア法廷において、前記マハッラの町とガルビーヤのそれに付随する場所におけるシャリーアの諸規則の監督者である、我々の主人、「尊称略」のラジャブ・エフェンディ *Rajab Afandi* の承認のもと、届け出られ、記録された、聖法に適合した会計記録 (*qā'ina mulhāsaba shar'iyya*) である。

と記されている。

当時このワクフの管財人たち (*muzār*) は、①イブラーヒーム・ブン・ユースフ *al-Shaykh Ibrahim b. al-Shaykh Yūsuf al-Furaynī al-Riā'ī al-Malikī* ②その弟(または兄)で聖者のムスタファー *al-Shaykh al-Sāhib al-Mu'taqad Musīfātā* ③その兄(または弟)の故シャイフ・アブドゥッラフマーンの息子であるムスタファー *Musīfātā b. 'Abd al-Rahmān* の三名であった。このうち、マリーク学派の学者・スィフィーでリファアイーヤ教団に属していたとみられる①のイブラーヒームのみがこのワクフの管財人業

務と会計報告を實際に担当したが、それは、②のムスタファーが「ジャズブ (Jadhb、神への「引き寄せ」)」と思慮分別の欠如のため①のイブラーヒームによって保護されており、③のムスタファーが未成年のためにやはり①のイブラーヒームによる後見の対象であったからである。②がいわゆる「マジズーブ型聖者」<sup>11)</sup>であったことが注目されるが、それは、トゥライニー家が一八世紀に入ってもマムルーク朝期と同様に「聖者を生む家系」であり続けていたことを示している。また、③の父であるアブドゥッラフマーンについては、一七〇七年の時点でトゥライニー大モスクの管財人であったことが別の法廷記録において確認される<sup>12)</sup>。

そして、本会計記録には、「マハッラ・クブラー大法廷 Mahkamat al-Bah で作成された、法に適った彼らの決定事項の諸証書 (nuja) の効力によって彼らに属するところの彼らのワクフ」との文言もある。ここから、この三施設のワクフが証書作成においてマハッラ・クブラー大法廷と関係を持ち続けてきたことを窺い知ることができるのである。

### 三 三施設ワクフの収支と受給者

三施設ワクフの当該期間の収支についてまとめたのが表1・表2である<sup>13)</sup>。支出内容に関する法廷記録の記述から、まず三施設の機能について把握することができる。マハッラの香料薬種商地区 Khutit Saq al-Afham にあったトゥライニー大モスクは、礼拝・フトバの場であるとともに高等教育の施設としての性格を兼ね備えていた。これに対して糸市場モスクは、礼拝・フトバの場であったが、教育機能は備えていなかった。他方、「毛織物商通り Harat al-Sawwāhīn」の近くにあったサーダ・トゥライニーヤ修道場<sup>14)</sup>は、礼拝の場であったがフトバ機能は備えておらず、そして意外なことに本会計記録にはスーフイズムの活動に関連した記載が全くみられない。当初はスーフイーの修道場であったものが、本来の機能を失っていたのであろうか。しかし、前記のように主たる管財人であったイブラーヒームがスーフイーであったことを考慮すれば、その利用実態について即断はできない。或いは、前記の墓廟と一体化した施設であったため、モスクという呼称を避けていたという可能性もある。いずれにせよ、三施設について本記録では度々「三つのモス

〈表1〉 トウライニー家3施設ワクフの支出 (1133-35年/1720-23年)

支 出 対 象	支出額 (niṣf fiḡda)	総支出に占め る割合(%)	備 考
(1)トウライニー大モスク			
礼拝指導者(imām)	1,080		1名
説教師(khaṭīb)	360		1名
計時係(muwaqqit)	540		1名
礼拝呼掛け係(mu'adhdhin)	870		複数名
照明係(waqqād)	540		複数名
教育(tadrīs)	2,880		人数不明
門番(bawwāb)と用務係(farrāsh)	540		1名ずつ
クルアーン読誦者(qurrā')	225		複数名
ワクフの公証人(shāhid al-waqf)	360		1名
ワクフの集金人(jābī al-waqf)	540		1名
揚水車(sawāqin)	540		用具代を含む
貯水所(ṣihrīj)の用務	720		人数不明
毎週金曜日の祈願	36		人数不明
沐浴所の水の準備	48		人数不明
復唱係(muraqqī)	48		1名
ラマダーン月以外の胡麻油	1,485		135 niṣf×11 raṭl
小計(1年間)	10,839		小計は10,812だが、台帳の記載に従う
合計(3年間)	32,517	26	
(2)糸市場モスク			
礼拝指導者(imām)	360		1名
説教師(khaṭīb)	120		1名
礼拝呼掛け係(mu'adhdhin)	324		複数名
照明係(waqqād)	360		胡麻油代を含む
揚水車(sawāqin)	456		用具代を含む
門番(bawwāb)と用務係(farrāsh)	180		1名ずつ
復唱係(muraqqī)	36		1名
日時計(mizwala)係	48		1名
2つの揚水車(sāqiya)の大工(najjār)	60		1名
小計(1年間)	1,944		
合計(3年間)	5,832	5	
(3)サーダ・トウライニーヤ修道場			
礼拝指導者(imām)	312		1名
門番(bawwāb)と用務係(farrāsh)	144		1名ずつ
礼拝呼掛け係(mu'adhdhin)	324		複数名
照明係(waqqād)	276		胡麻油代を含む
水運搬係	360		用具代を含む
3施設の管財人(nāzīr)	2,520		
日時計(mizwala)係	48		
貯水所(ṣihrīj)係	240		揚水車関連費を含む
トウライニー大モスク貯水所の係	56		
小計(1年間)	4,289		小計は4,280だが、台帳の記載に従う
合計(3年間)	12,867	10	

(4) ラマダーン月の特別手当			
大モスクの礼拝指導者 (imām)	90		
大モスクの計時係 (mīqāfī)	45		
大モスクの礼拝呼掛け係 (mu'adhdhin)	72		
大モスクの照明係 (waqqād)	190		
糸市場モスクの礼拝指導者 (imām)	30		
糸市場モスクの礼拝呼掛け係 (mu'adhdhin)	26		
修道場の礼拝指導者 (imām)	26		
修道場の礼拝呼掛け係 (mu'adhdhin)	21		
菓子類 (kunāfa, zalabiyya)	114		
小計 (1年間)	614		
合計 (3年間)	1,842	1	
(5) 3 施設の雑支出 (燃料・飼料など)			
ラマダーン月の胡麻油	1,350		135 niṣf×10 raṭl
ガラス・鉄鎖・ロープ代	750		
ファイユームの葦 (qashsh Fayyūmī) ・糸などの代金	1,290		敷物職人たちの賃金を含む
2つのモスクの雄牛用クローバー (barsīm)	900		
2つのモスクの雄牛用飼料	1,800		ソラ豆、薬など
小計 (1年間)	6,090		
合計 (3年間)	18,270	14	
(6) 設備修繕・維持費			
トゥライニー大モスクの外壁底部の修繕と沐浴所の塗装	4,625		
揚水車の大小菌車等の部品	4,210		
大モスクの天井装飾	3,215		
糸市場モスクの増築修繕	9,825		
糸市場モスクの沐浴所の修繕	3,025		
糸市場モスクの揚水車の大小菌車等の部品	4,310		
糸市場モスクの揚水車用の雄牛の購入	660		
大モスク地区の魚屋店舗の修繕	600		ワクフ物件
シャイフ・ハサン・アブー・アッ=スブフ宅の修繕	2,530		ワクフ物件
キリスト教徒小市場地区の住宅の修繕	2,810		ワクフ物件
スィーディー・サアド・アル=アンサーリー地区の住宅の修繕	1,535		ワクフ物件
同地区の別の住宅の修繕	3,215		ワクフ物件
大モスク元門番が住む青果業者地区の住宅の修繕	1,510		ワクフ物件
ハブス地区の店舗の修繕	2,510		ワクフ物件
マグリブ人たちが住むスルターン市場地区の3店舗の修繕	3,540		ワクフ物件
リズカ地関連支出	3,140		
大モスク近くの鉄工業者地区の店舗の修繕	515		ワクフ物件
フジュラ貯水所地区の住宅の修繕	2,500		ワクフ物件
クローバー取引所の修繕	3,945		ワクフ物件
合計 (3年間)	55,855	44	合計は 58,220 だが、台帳の記述に従う
総計 (3年間)	127,183	100	



〈表2〉 トゥライニー家3施設ワクフの収支 (1133-35年/1720-23年)

収入 (nişf fiqda)		支出 (nişf fiqda)	
ワクフ及びリズカの収入	68,252	ワクフの支出	127,183
回収すべきワクフ物件未払金	58,931		
計	127,183	計	127,183

ク (masjid)と総称しており、当時の三施設の基礎的な社会機能は礼拝所としての役割であったとみてよいだろう。

次に、このワクフの支出面について考察を加えたい。特徴の一つは、ラマダーン月の特別支出が三年間の総支出における約一%と少額であり、同月に職員を対象としたクナーファなどの菓子の分配は確認されるとはいえず、ラマダーン月のみならず全年として救貧機能に乏しいという点である。これに対して、胡麻油代や照明係の手当などの照明関連費は一年間に四二〇一ニスフ、三年間で一万二六〇三ニスフという高額を示し、総支出の約一〇%を占めており、特にラマダーン月には他の一カ月の合計支出に近い額が支出され

ている。マハツラ・クブラーは、後背地において生産される胡麻や亜麻から絞られる油の生産が極めて盛んな「油生産都市」であったので、都市全体で夜間照明が特段に充実していた可能性もあるが、これについては他都市との油価格の比較を試みるなどさらなる検証が必要である。<sup>(16)</sup>

そして、給水関連費は照明関連費よりさらに多く、関係職員の手当に加えて、糸市場モスクの沐浴所の修繕費、揚水車・牛など動力関連費も含めれば、一年に一万七八五ニスフ、三年間で五万二一五五ニスフに達し、三年間の総支出の約四一%である。つまり、照明と給水の支出を合わせれば、実に総支出の約半分を占めていたことになる。他方、設備修繕・維持費も総支出の約四割を占めており、その割合の高さが目立っている。修繕費についてワクフ対象諸施設とワクフ諸物件の比率を求めれば、およそ一六対一〇〇であり、三施設のみならず、収益を生むワクフ諸物件の維持にも多額の支出を要した当時のこのワクフの運営実態がそこから浮かび上がってくるのである。

本会計報告にみえるワクフ物件は、マハツラ・クブラーにある住宅 (dan)、店舗 (hanut)、そしてクローバー

取引所 *Hinatat al-Basim* といった都市の不動産のみであるが、それらは当該時期に修繕対象とされたために記載された物件に過ぎず、ワクフの諸物件の全貌を伝えるものではないという点に留意する必要がある。

続いて収入についてみれば、(A)「上記三つのモスクにおける年々、月々のワクフ諸物件の賃貸料」と(B)「シャイフ・トゥライニーのリズカート (*rizqat*) として知られる、教育 (*tadris*) に充てられた、サンディファール区ハウド・アル・クハラー・アツ・サギーラ *Hawd al-Quhala al-Saghirah* のリズカの地租 (*kharij al-rizqa*)」の二つが本記録に挙げられている。(B) についていえば、すなわち、国家の管理下にある宗教施設のための地租収入が、支出項目中のトゥライニー大モスクの講義手当に使われていたことになる。リズカ収入がこのようにワクフの会計に組み込まれていたこと、そして、マハツラ・クプラーと経済的に緊密に結合していたサンディファールの周辺農村からの収益がこのワクフによる高等教育の活動を支えていたという点は注目に値する。

ワクフの活動を担う受給者たちは、①イマーム、ハテীব、計時係などの宗教儀礼関連職、②教授職、③門番や揚水車係などの雑務係、④ワクフ運営職に大別される。

る。①では、イマームの手当の額が大モスク、糸市場モスク、修道場の順に設定されており、こうした施設間の格差の傾向は③の諸職についてもみられる。大モスクの礼拝指導者の手当は特に高額であり、ラマダーン月の増額分も多いが、それはマハツラ・クプラーの都市社会における同職の重要度に対応したものであると考えられる。また、大モスクのみに設定された②も年間二八八〇ニスフと高額であるが、これについては「教育 (*tadris*)」といった記述の仕方であり、その担当者が複数であった可能性もある。

④に該当するのは、大モスクの受給者であるワクフの公証人と集金人、それに修道場の受給者である三施設の管財人である。この会計記録によれば、当時の公証人はムスタファー・アル・ジャマージムーニー *Shaykh Mustafa al-Jamajimuni*、集金人はヒジャーズイー・ウサイヤート *Muhtarām Hijāz b. Ahmad 'Usayyāt* という人物であった。管財人が修道場の受給者に分類されている点が注目されるが、トゥライニー家を率いる管財人たちがこの修道場の活動を統括し、同家がこの墓廟付きの修道場を運営上の重要拠点としていたことを示すものと思われる<sup>(18)</sup>。なお、④のワクフ運営職の手当総額は三年間で一万

二六〇ニスフであり、これは総支出の約八%に過ぎない。管財人の手当は一年に二五二〇ニスフであり、確かに安定的な収入ではあったが、この会計報告の時点のように複数の管財人によって分割される場合もあり、必ずしも高額の手当ではなかったともいえよう。同家にとつては、むしろワクフ経営の諸局面に生ずる帳簿外の利益、さらには、三施設の諸職の差配権限に伴う利得や社会的影響力の確保が重要であつたと推察される。後者に関していえば、例えば一七〇七年の記録によると、トゥライニー大モスクのクルアーン読誦者の職に別のウラマー名家、サームリー家のムハンマド Shaykh Shams al-Dīn Muhammad b. Mahīz al-Samīr<sup>(19)</sup>が就任したが、このように諸職の差配を通じてマハッラ・クブラーのウラマー名家間で協力関係の構築が図られていたという点にも注意を払つておきたい。

本会計報告の末尾には、他の法廷諸記録と同様に「当座の証人 (shuhūd al-hāq)」の氏名が明記されている。

一九世紀のダマスクスのサーリヒーヤ法廷について詳細に論じた三浦徹氏は、同法廷の場合、「当座の証人」は、「法廷に日常的に仕事をもつ人物が務め、それ以外の一一般の人々が務める例はみられない」としている。<sup>(20)</sup>これに

対して、本会計報告における「当座の証人」は、この町のマリーク学派のムフティであったダミーリー Shaykh Muḥammad al-Khaṭīb al-Damīr<sup>(21)</sup>、有力聖者の家系であつたガムリー家のムハンマド Shaykh Muḥammad al-Chamr<sup>(22)</sup>、シャーフィイー学派の学者であつたアブダッラーウイー家のアブドゥルカッドゥース Shaykh 'Abd al-Qadīus al-'Abdallawī<sup>(23)</sup>、ガルビーヤ県ハヤーティム Hayatim<sup>(24)</sup>のムルタズィムであつた軍人のウスマーン Amīr 'Uthmān、それに、大工の故ウマルの息子のアフマド親方 (mu'allim) とムハンマド親方の兄弟をはじめとした計六名のマハッラの建設業者 (bannā'in, muhandisīn) からなる総勢一〇名であり、かなり異なつた様相を呈しているといわなければならない。ガムリー家のシャイフや軍人ムルタズィムの出廷と証言はトゥライニー家の人脈の広がりを示すものであり、<sup>(25)</sup>施工業者の参加はワクフ物件・施設の修繕や改築の実施について証明することを目的としていたと解釈することができよう。<sup>(26)</sup>

三施設ワクフの三年間の収支についてみれば、表2のように六万八二五ニスフのワクフ及びびズカの総収入 (mutalassīf) に対し、総支出が一二万七一八三ニスフであり、五万八九三ニスフの赤字という大幅な支出超

過の状態にあった。そして、会計記録には、

その後、前述の管財人である我らの主人のシャイフ・イブラーヒームと前述の彼の弟、及び兄の子には、ワクフ財の上にある「賃借者の」金銭上の義務 (davn) として、利益 (ta'id) が届くのである。彼らには、上述の三年間の利益に関する請求と清算の権利がある。

と記されており、ワクフ物件の賃借者の未払い金を回収する管財人の権利についての公的な確認がなされている。経営者側にとって、この点は本報告を行なう上での重要な目的の一つであったと考えられる。そして、ワクフ物件の賃貸料の未払いのため、報告時に三年間のワクフ収入が支出の約五四%に過ぎないというかなりの赤字状態にあったわけだが、法廷側がこれを問題視するような記載は見当たらず、経営改革の必要性を示唆する記事もみられない。こうしたワクフ経営のあり方は、何を意味するのであるのか。経営の内実に関する詳しい帳簿などの残存は望むべくもないが、ここにもみられるのは、ワクフ物件の賃借者たちが支払いを先延ばししている実状であり、そうした現実を許容する管財人による多分に温情的な経営のあり方である。また、支出項目についていえば、

その中に掛買による購入品も含まれていた可能性があると思われる。

さらに、先の引用に続き、次のような記述がある。

それは、前述の管財人とその兄弟たちの手に残っている会計諸記録——その総体の中には、前述の法廷において我らの主人、イスラームの法官たちの模範であるムスタファー・エフエンディ Sayyid Mustafa Afandi Inji Zadah の御前で一一二九年第八月末日（一一七一年八月八日）に作成された法に合った記録、そしてやはり本法廷において我らの主人、我らの貴人、ガルビーヤの法官であった故ムハンマド・エフエンディ Muhammad Afandi の御前で一一二五年第八月末日（一一七三年九月二〇日）に作成された法に合った記録がある——に基づく、彼らに属するワクフ財の上にある利益を除いて「のことである」。

ここで挙がっている二つの記録については本法廷台帳に関する筆者のこれまでの調査では確認されていないが、つまり、これ以前の会計報告においても同様に未払い分が存在していたのである。これは、当該期のこのワクフにおいては、支出超過の会計報告がむしろ「常態」であ

った可能性を示唆するものである。そして、このような傾向の会計バランスが続く中で、本記録にあるようなかなり積極的な修繕工事が実際に展開されていたとすれば、経営維持のために、管財人側が十分な蓄財や潤沢な資金を備えていたとみななければならぬ。そして、多くの賃貸物件や諸職を統括するこの大規模ワクフの経営においては、具体的な立証は難しいのだが、様々な局面で非公式の副次的な利益追求がなされていたはずであり、そうした申告外の収益の存在を想定しなければ、このような「温情的な赤字経営」が続く事態を理解することはできないだろう。

また、都市の中心的施設のワクフにおける支出超過の状態が大法廷において公的に確認されるということは、以下の諸事例のような寄進行為を呼び込む上でも一定の効果があったと考えられる。

一七〇七年、イエニチェリ軍に所属していた有力な香料業種商 (*attar*) のイブラーヒーム・アツシィラーキー *Hajī Ibrahim b. Ahmad b. 'Abd al-Jawād al-Shirāqī* がマハッラ区域の「ヘンナ商館・製粉所コーヒー店地区 *Khuṭṭ Wikālat Hinnā' wa-Qahwat al-Tāhān*」の住宅をワクフ物件とし、その収益の三分の一をトゥライニー大モ

スク、三分の二をメッカ・メディナの両聖地のために使うと指定した。<sup>(25)</sup> 同年には、マハッラ・クブラーの商人名家であるナフリーー家の大商人ムハンマド *Khawāja Muḥammad b. Khawāja Musṭafa b. Khawāja Yusuf al-Naḥrī* もマハッラ区域の「土器甕通り地区 *Khuṭṭ Harat al-Ballaṣīya*」の住宅をワクフ物件とし、その収益の半分をトゥライニー大モスクの修復に、もう半分をアッバースィー修道場 *Zawiyat Sīdī Muwaffaq al-Dīn al-'Abbāsī* の廟のために使うよう指定した。<sup>(26)</sup> また、一七二四年には、前述の「当座の証人」の一人であるアブダッラーウィー家のアブドウルカッドウースが糸市場モスクを対象としたワクフを設定した。<sup>(27)</sup> 同年にはさらに、ジユムリヤーン軍の軍人であったムハンマド・ジュールバジ *Muḥammad Jurbājī* もトゥライニー大モスクにおける毎朝のクルアーンの読誦を目的としたワクフを設定したのである。<sup>(28)</sup>

同様の寄進行為として注目されるのは、一七二三年に有力軍人ムハンマド・ジュールバジ *Amīr Muḥammad Jurbājī* の妻カベル *Qamar bint Zayn al-Dīn 'Abd al-Mun'im al-Turaynī* の設定したワクフである。彼女は、亡夫ならには早死にした子のハサン・ジャラビー (チェレビ *ī*) *Amīr Hasan Jalabī* から相続した、マハッラ区域の

バブ法廷地区にある亜麻仁油压榨所 (Dinār al-miṣra'a al-mu'adda li-'asr bizr al-kittān) の持分 (二十四分の一〇) をワクフ物件とし、カマル自身を当初の受益者、及び管財人とした。そして、彼女の死後については、前記のハサン・ジャラビーの元妻で、当時カマルの亡夫の解放奴隷のアミール・フサイン Amīr Husayn と再婚していたアムナ・ハートゥーン Anna Khātūn が受益者となり、管財人も引き継ぎ、彼女の死後はその子孫を受益・管財人とすると規定した。さらに、彼女は、アムナ・ハートゥーンの子孫が途絶えた時には、サーダ・トゥライニーや修道場に対するワクフとし、その賃貸収入を同修道場の公益 (masālah) のために使うよう設定したのである。この事例は当時の地方有力軍人の「家」における紐帯を考える上でも興味深いが、注意すべきは、カマルのニスバ (由来名) が「トゥライニー」であった点である。すなわち、マリーク学派の学者アブドウルムインム・アットトゥライニーの娘であったカマルは、この「家族ワクフ」が未来において、(おそらくは彼女の父祖にあたる) トゥライニー家の聖者たちの墓を内包する中核施設を対象とした「慈善ワクフ」となることを希望していたのであった。<sup>(29)</sup>

アズハル・モスクやフサイン・モスクなど州都カイロにおける枢要なモスクが多様なワクフの追加によってその活動基盤を強化してきたように<sup>(30)</sup>、県都マハッラ・クプラーの中心的なモスクにおいても「追加ワクフ」が多重的に存在し、活動基盤が増強されていたことを示すものであり、注視すべき現象であるといえよう。本論考で取り上げた会計報告には、かかる「追加ワクフ」を呼び込む方策としての一面があつたとみるべきかもしれない。

おわりに

以上、マムルーク朝中期までその家族史を遡ることのできるウラマー・聖者名家のトゥライニー家について、同家の管理下にあつた三施設ワクフの一八世紀初頭のヒジュラ暦三年間に關するマハッラ・クプラー大法廷への収支会計報告に照準を定め、分析と考察を進めてきた。その結果、このナイル・デルタ都市の中心的な宗教施設について、受給者、証人、収支、運営などに関する諸々の特徴を明らかにすることができたと思われる。この三施設ワクフについて設立文書の存在は未だ確認されていないが、今後関連諸記録を精査し、この後の展開を法廷台帳史料に追跡することで経営の特質のさらなる解明を

目指すべきであろう。また、その上で、この都市の他の大規模ワクフとの比較検討を試みる必要もある。

オスマン朝期アレッポのワクフについて、メリーウエザーは、都市名家の長期的存続に大規模なワクフの保持が重要な役割を果たしたと指摘している<sup>31)</sup>。本稿が提示したトゥライニー家に関する研究の現段階の考察からでも、同家が実に三世以上にかわってマハッラ・クブラーの地方名家として存続し得た要因の一つが、一八世紀初頭に年間支出で銀貨四万枚を超えるワクフの管理にあったことは明らかである。帳簿内外の利益を原理上「永続性」をもつてもたらし続ける経済基盤として、数多くの施設ポストの差配権限が生み出す社会的影響力の源泉として、さらには、多くの賃貸借関係や増加する大口・小口の追加寄進者との接触によって構築される多様な人的ネットワークを支える中核的なシステムとして、三施設ワクフの運営はこのウラマー・聖者名家の生存戦略の中央に位置してきたといえよう。

註

- (一) Markaz Ihyā' Turāth al-Imāra al-Islāmiyya, *Mashrū' tar-mīm Jāmi' al-Mutawallī (al-Turaynī) bil-Mahalla al-Kubrā*, Cairo: Markaz Ihyā' Turāth al-Imāra al-Islāmiyya, 1997.

pp. 6, 10. なお、同報告書はこのモスクの建設者をアブー・バクル・アットゥライニーとするアリー・ムバラクの地誌記述を否定し、アフマド・アットゥライニー Ahmad b. Aḥmad al-Mahallī al-Turaynī (一四一〇年没) という学者であるとするが (*Mashrū' tar-mīm Jāmi' al-Mutawallī*, p. 4) その史料の根拠は明示されていない。ただし、それは、同モスクの正面入口の脇、向かって右側に立つ遺産高等委員会 Majlis al-Āḥya li-Āthār による説明掲示板の記述内容と一致している。

(2) オスマン朝期エジプトのワクフについては、とりあえず以下の研究を参照のこと。Al-Aḥfī, Muḥammad, *al-ʿAwqāf wal-ḥayāt al-iqtisādīyya fī Miṣr fī al-ʿaṣr al-ʿUthmānī*, Cairo: al-Hay' al-Miṣriyya al-ʿĀmma li-l-Kitāb, 1991; Behrens-abouseif, Doris, *Egypt's Adjustment to Ottoman Rule: Institutions, Waqf and Architecture in Cairo, 16th and 17th Centuries*, Leiden & New York: E. J. Brill, 1994; Creceolius, Daniel, "The Waqf of Muḥammad Bey Abū al-Dhahab in Historical Perspective", *International Journal of the Middle East Studies*, 23 (1991), pp. 57-81; Badr, Hamza 'Abd al-ʿAzīz and Daniel Creceolius, "The Waqf of Shāhin Ahmad Agha", *Annales Islamologiques*, 26 (1992), pp. 79-115; 'Abd al-Mu'tī, Ḥusām Muḥammad, *al-ʿUqāt al-Miṣriyya al-Ḥijāziyya fī al-qarn al-thāmin 'ashar*, Cairo: al-Hay' al-Miṣriyya al-ʿĀmma li-l-Kitāb, 1999, pp. 269-297, 303-312; Raymond, André, "The *Sabīl* of Yūsuf Agha Dar al-Sa'āda (1088/1677) According to Its Waqf Document",

Doris Behrens-Abouseif ed., *The Cairo Heritage: Essays in Honor of Laila Ali Ibrahim*, Cairo & New York: The American University in Cairo Press, 2000, pp. 223-233. また、カイロに残存する当該期のワクフイーヤ（ワクフ設立文書）については、Creelius, Daniel, *Fihris waqfiyat al-tas al-Uhmani al-mahfiqa bi-Wizarat al-Awqaf wa-Dar al-Wahaiq al-Tarhihiya al-Qaumiya bil-Qahira*, Cairo: Dar al-Nahda al-Arabiyya, 1992 を参照。

(3) オスマン朝期のマハッラ・クブラーの概要については拙稿「オスマン朝期マハッラ・クブラーの都市構造と社会——シャリーア法廷台帳史料に基づく予備的考察」『史学』七八巻三号、一—三四頁を参照されたい。同論文では、マハッラ・クブラーを構成するマハッラとサンディファーの両区域を分かち運河の存在について今後の検討課題としたが、ナポレオンの『エジプト誌』の地図にこの都市を貫く運河の存在を確認するところがない。Description de l'Égypte, seconde édition, Paris: Imprimerie de C. I. F. Panckoucke, vol. 37/1, Atlas Géographique, 1826, p. 86, Planche 35 を参照。また、本年八月の調査において筆者は、エジプト国立公文書館のコンピュータに新たに入力・整理されたデータを利用して、現存するマハッラ・クブラー大法廷台帳史料の全貌を初めて知るようになった。すなわち、同法廷台帳については、台帳番号三四二番から三五四一番までの百冊の残存が確認される。各冊子の混乱状態については前稿で指摘したとおりであり、例えば、残存するとすれば最も古い日付である

オスマン朝期マハッラ・クブラーのトゥライニー家三施設のワクフ

一〇七六年四月二日／一六六五年一〇月二日から一二一六年八月二日／一八〇一年一二月九日までの記録が収載されているとのデータに導かれ、今回内容調査を実施した台帳番号三四七六番にも、ヒジュラ暦で一〇八七年、一〇九七年、一一三三—一一三四年、一一三三—一一三七年、一一五〇—一一五一年、一一五五年、一一二〇七年、一一二一四年、一一二一六年の記録が確認された。なお、一〇七六年のものとみなされたと目される記録には日付がなく、同一葉にある他の記録の年数からすれば一一五一年の記録である可能性が高い。一〇七六年四月二二日はそこで引用された記録の日付であり、掲載データの不正確さはやはり否定できない。そして、一九世紀初頭におけるムハンマド・アリー政権の出現以前に対象を限定したとしても、台帳番号三四八〇番までの三九冊についてはその内容の精査が必要であるということが判明した。

(4) アリー・ムバーラクの『新エジプト誌』には、マハッラ・クブラーの四〇余の宗教施設に関する情報があるが、その後の建設時期に関する記述はしばしば正確とはいえない。Al-Mubarak, *al-Khiyat al-tawfiqiyya al-yadida li-Misr al-Qahira wa-muadun-ha wa-biāat-ha al-qadima wal-shahira*, 20 vols., Cairo: al-Matba'a al-Kubra' al-Amriyya bi-Būlāq, 1305 A. H., vol. 15, pp. 18-20 を参照。

(5) Al-Sakhawi, *Da'ir al-alamī fi a'yān qarn al-hāsi*, 12 vols., Cairo: Maktabat al-Quds, 1934-1936, vol. 6, p. 136. トゥライーナ（或いはティライーナ）Tirayna, ティリーーナ Tīrīna



- 柱じりらじち<sup>4</sup> Halm, Heinz, *Ägyptens nach den mam-lukischen Lebensregistern*, vol. 2, *Das Delta*, Wiesbaden : Dr. Ludwig Reichert Verlag, 1982, pp. 591-592 ; Ramzi, Muḥammad, *al-Qānūn al-yuhūrī li-ḥilālāt al-Miṣriyya*, 6 vols., Cairo : Maḥabāt Wizārat al-Farḍiyya wal-Ta'lim, 1953-1968, vol. 2/2, p. 23 を参照。
- (9) Al-Sakhāwī, *Ḍaw'*, vol. 8, p. 268. 詳しくは拙稿「ベン・ヌラ・トゥブロー蜂起の諸相」『オリエンツ』四六卷二号(二〇〇四年)一七三—一七四頁を参照された。
- (10) Al-Maqrīzī, *Durar al-ūqūd al-fayḍiyya fī tarājim al-a'yān al-muḥadda*, 4 vols., Beirut, 2002, vol. 1, p. 143 ; Al-Sakhāwī, *Ḍaw'*, vol. 11, pp. 64-65 ; Ibn Taghānī *Birdi, al-Manhal al-ṣāfi waḥ-mustawfā bi'da al-wāfi*, 12 vols., Cairo, 1984-2006, vol. 12, pp. 299-300. ベンヌリーズニーは 死亡時の年齢を六〇歳以上と述べた<sup>4</sup>。'Abd al-Bāsiḥ al-Malaḥī, *Nayl al-damal fī zayl al-duwal*, 9 vols., Sidon & Beirut : al-Maktaba al-'Asriyya, vol. 4, p. 163 には「七〇歳を超えていた」とある。
- (8) Al-Sakhāwī, *Ḍaw'*, vol. 9, p. 177.
- (9) Ottoman Court Registers, al-Mahalla al-Kubrā (Siḥillāt Maḥkamāt al-Mahalla al-Kubrā) , Dār al-Waḥānīq al-Qawmiyya, Cairo [エドヒ SMK を略記], No. 3448, Case No. 95, pp. 64-66 ; 1 Muḥarram 1136 / 1 October 1723. 本稿において、トゥランニー家三施設についての検討は、特に明示しない限りこの法廷記録に依拠する。なお、同期のイブン・ナスル・モスク Jamī' Ibn Naṣr の会計報告は一一三〇年から一一三六年の七年分に関するものであり (SMK No. 3448, Case No. 307, pp. 211-213, 7 Ju-mādi al-Ulā 1136 / 3 March 1724) <sup>4</sup> 例へば三年に一度ついたかたちでの定期的な会計報告が義務付けられていたわけではないと思われ<sup>5</sup>。
- (10) サータ・トゥランニーヤ修道場の所在地名は、同修道場を最終的なワクフ対象に指定した有力シュールバジの寡婦カマル Qamar al-Turaymī による「家族ワクフ」の設定時の法廷記録にも見られる SMK No. 3448, Case No. 136, pp. 91-92, 18 Rabī' al-Awwal 1136 / 16 December 1723 にも見られる。
- (11) ベンヌズビーラ Geoffroy, Éric, *Le soufisme en Égypte et en Syrie sous les derniers Mamelouks et les premiers Ottomans : Orientations spirituelles et enjeux culturels*, Damascus : Institut Français de Damas, 1995, pp. 309-333<sup>4</sup> 及び拙稿「夜話の優美」にみられるダマスカスのベンヌズビーラ型聖者」山本英史編『アジアの文人が見た民衆とその文化』慶應義塾大学出版会、二〇一〇年、二二—二二三四頁を参照された。
- (12) SMK No. 3450, Case No. 388, p. 230, 28 Dhū al-Qa'da 1118 / 3 March 1707. また SMK No. 3444, Case No. 21, 16 Rajab 1099 / 17 May 1688 にみられる当時の三施設の管財人は ① ② ③ ④ 父のトースフ Jamāl al-Dīn Yūsuf al-Turaymī al-Riḥā'ī であった。同記録ではサータ・トゥランニーヤ修道場を「彼の父祖の修道場 (zāwiya jaddhu)」と表現している。
- (13) 本表における支出対象の項目、掲載順、分類について

は、基本的に法廷記録の記載に従ったかたちで整理した。

- (14) このため、同モスクは「香料業種商たちのモスク Jamī al-ʿAlfāim」<sup>1)</sup>と呼ばれる。SMK No. 3443, Case No. 193, p. 175, 10 Šafar 1098/ 26 December 1686 を参照。
- (15) SMK No. 3448, Case No. 286, p. 196, Jumādā al-ʾAkhira 1136/ 13 March 1724.
- (16) 因みに、マンソッラ・クブラーにおける一六八七年のエジプト産食用胡麻油 (širaj mišn) の価格は、一リアルあたり二フニッタであり (SMK No. 3443, Case No. 202, p. 180, 11 Rabīʿ al-Awwal 1098/ 25 January 1687) 長期的変動としては、一七世紀末から一八世紀初頭にかけて同価格は上昇傾向にあったかたちにみえる。
- (17) それは、マンソッラ区域の香料業種商 (alfāim) のアーヤーンであったハワシジャーのインブラーヒーム Khawāja Ibrahim b. Ahmad が一七二一年二月、三施設のワタフ物件とマンソッラ区域の別の五店舗を賃借した際の記録からも明らかである。SMK No. 3447, Case No. 261, p. 179, 1 Jumādā al-Ulā 1133/ 28 February 1721 を参照。
- (18) 同家の居住は、同地区にあったサータ・トゥライニーヤ邸 Dār al-Sada al-Turayniyya であった可能性がある。SMK No. 3450, Case No. 51, p. 29, 1 Muḥarram 1118/ 15 April 1706 を参照。
- (19) SMK No. 3450, Case No. 473, p. 272, 12 Rajab 1119/ 9 October 1707. マンソッラ区域で死去したこのマンソッラの父トゥフーズ Zayn al-Dīn Maḥfūz b. ʿAbd al-Qādir al-Šamīʿ al-Šāfiʿ の遺産総額は、一萬二〇〇ニストとす

オスマン朝期マハッラ・クブラーのトゥライニー家三施設のワクフ

- う高額であった (SMK No. 3450, Case No. 215, pp. 128-129, 5 Rabīʿ al-Thāni 1119/ 6 July 1707)。<sup>2)</sup> この任命は、マンソッラが父の死後ガルビヤ県シユシヤリーヤ区 Nāḥiyat al-Shuḥāṭiyya の「フタバの集合モスク」の管財人職を継承した直後のことであった (SMK No. 221, p. 133, 29 Rabīʿ al-Thāni 1119/ 30 July 1707)。その他、マンソッラの子カーヌムとごうじは、SMK No. 3450, Case No. 539, p. 307, 2 Dhū al-Qaʿda 1119/ 25 January 1708; Case No. 540, p. 307, 6 Ramaḍān 1119/ 1 December 1707; No. 542, p. 309, 1 Dhū al-Qaʿda 1119/ 24 January 1708 を参照。
- (20) 三浦徹「一九世紀タマスキスのイスラム法廷文書 (一) —— サリヒーヤ法廷をめぐる人間関係」『東洋文化研究所紀要』一三五号 (一九九八年) 一八五頁。
- (21) Ranzī, *al-Qānūn al-fuḡhrāfī*, 2/2, p. 18. その旧名は Maḥallat Abi Haytham であった (Hahn, *Ägypten nach den manufakturen Lehenregistern*, vol. 2, pp. 519-520.)。
- (22) マンソッラ朝期におけるガムリー家とトゥライニー家の関係については、拙稿「マハッラ・クブラー蜂起の諸相」一七三一一七四頁を参照されたい。
- (23) インブラーヒームの人脈がシャリーフ長官代理のマンソール Sayyid Mansūr にまで及んだことは、SMK No. 3448, Case No. 224, pp. 153-154, 1 Rabīʿ al-Awwal 1136/ 29 November 1723 から明らかである。マンソールについては、マンソッラ区域のバーフ法廷地区の土地付き住宅の購入に関する記録である SMK No. 3450, No. 334, pp.

- 197-198, 26 Raḥ̄ al-Thānī 1119/ 27 July 1707 参考(シ)ノ。
- (24) オスマン朝期エジプトの建設業者については、カイロに關する Hanna, Nelly, *Construction Work in Ottoman Cairo (1517-1798)*, Cairo: Institut Francais d'Archéologie Orientale, 1984, pp. 49-51 参考。
- (25) SMK No. 3450, Case No. 477, pp. 273-274, 27 Rajāb 1119/ 24 October 1707. 台帳番号三四四五番・記録番号一六六番の遺産記録の香料業種商 Ibrahim al-Shirāq と同一人物であることは、彼は、ハの織物生産都市におおむね 茜 (fuwwa) を扱った (rif) なる染色関連材料を主に扱った (SMK No. 3445, Case No. 166, pp. 104-105, 21 Rajāb 1120/ 7 October 1708)。
- (26) SMK No. 3450, Case No. 429, pp. 250-251, 20 Rajāb 1119/ 17 October 1707.
- (27) SMK No. 3448, Case No. 203, pp. 136-139, 1 Jumādā al-Ulā 1136/ 27 January 1724.
- (28) SMK No. 3448, Case. No. 130, p. 87, 7 Jumādā al-Ulā 1136/ 2 February 1724.
- (29) SMK No. 3448, Case. No. 136, pp. 91-92, 18 Raḥ̄ al-Awwal 1136/ 16 December 1723. カマルの父の出自や実態を伝える他の法廷記録の存在は未確認であるが、関連記録が複数残存するカマルについては、地方社会における軍事エリートの子の位相やハウスホールドをめぐる研究視座から稿を改めて詳論したい。
- (30) Crecelius, Daniel, "The Organization of Waqf Documents in Cairo", *International Journal of Middle East Studies*, 2/3 (1971), p. 270. たゞは、一八世紀中葉エジプトにおける実力者であったカーズタグリーヤの領袖アブ・ラウフ・フアーン・カトフターに於けるマスハル・モスタキを象徴した建設活動と密連については Raymond, André, *Le Caire des Janissaires: l'appogée de la ville ottomane sous 'Abd al-Rahmān Kathudā*, Paris: CNRS editions, 1995, pp. 98-105 参考。
- (31) Meriwether, Margaret M., *The Kin Who Count: Family and Society in Ottoman Aleppo, 1770-1840*, Austin: University of Texas Press, 1999, pp. 196-197.